

久御山町いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月
(平成 30 年 6 月改訂)
(令和 7 年 6 月改訂)

久御山町・久御山町教育委員会

目 次

はじめに	P 1
第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	P 2 ～ 3
1 策定の目的	
2 用語の定義	
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	
第 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	P 3 ～ 5
1 いじめ防止等のために町、町教育委員会が実施する施策	
（1）組織の設置等	
（2）いじめ防止等のための基本施策	
①教育を通じた豊かな心の育成	
②関係機関等との連携	
③家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動など	
④いじめの早期発見のために	
⑤教職員等の資質の向上及び人材の確保	
⑥インターネット等を利用したいじめ対策の推進	
⑦啓発活動の推進	
⑧財政上の措置等	
⑨いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等	
2 いじめ防止等のために学校において実施する施策	P 5 ～13
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	
（2）いじめ防止等の取り組み	
（3）いじめの未然防止	
（4）いじめの早期発見	
（5）いじめへの対処	
（6）いじめが起きた集団への働きかけ	
（7）いじめの解消	
（8）いじめ解消後の継続的な指導	
（9）インターネット等を利用したいじめへの対応	
（10）地域との連携	
3 重大な事態への対処	P 13～14
（1）重大事態とは	
（2）町教育委員会又は学校による調査等	
（3）重大事態の報告を受けた町長の再調査等	
第 3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項	P 15
町基本方針の取組の検証・見直し	

はじめに

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。

一人の人間として、心も体も大切にされなければなりません。

子どもの心や体に深刻な被害をもたらすことになるいじめは、子どもの権利を侵害するものです。

このようないじめを防止し、次代を担う子どもが将来の夢を抱きながら生き生きと明るく健やかに成長できる社会を実現することは、社会全体で取り組まなければならない、私たち住民にとって重要な課題、そして責務でもあります。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生ずる事案が私たちの暮らしの近くで発生しています。

それらの事案を許さず、なくしていくことの方策をもって、ここにいじめの防止についての基本理念を明らかにして、その基本となる方向性を示す中で、いじめ防止のための諸施策を全ての町民とともに総合的に取り組んでまいります。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 策定の目的

本町におけるいじめの根絶に向けて、家庭、学校、地域、町その他の関係機関の連携のもと、実効性あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定を踏まえ、ここに本町としてのいじめ防止の基本方針を明らかにして、その基本的な方向性を示しいじめ防止のための各施策を推進していくため、久御山町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」と言う。）を策定する。

なお、町基本方針の策定にあたっては、文部科学大臣が定めるいじめ防止等のための基本的な方針、京都府いじめ防止基本方針を参酌するとともに、本町の実情を踏まえたものとする。

2 用語の定義

- (1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ・ 一人ぼっちになりたくない。
- ・ みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・ 親に余計な心配をかけたくない。
- ・ 大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・ 自分が悪いのではないか。
- ・ なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

- (2) 「学校」とは、町内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校等をいう。
- (3) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (4) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する町以外の行政機関をいう。

3 いじめ防止のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、町その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本に進める。

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、安心して学習等に取り組むことができるなど、学校の内外を問わずいじめの未然防止に努める。
- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することなく、全ての児童生徒がいじめ問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることをめざす。
- (3) いじめは決して許されない人権侵害であり、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得ることから、いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために町、町教育委員会が実施する施策

(1) 組織の設置等

- ① 町並びに町教育委員会は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を強化するため、必要な連携機能をもった会議等の開催に努める。
- ② 町教育委員会は、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うための附属機関（久御山町教育委員会いじめ問題対策調査委員会）を設置する。
- ③ 町教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、法第 28 条第 1 項に規定する調査等を実施する附属機関（久御山町教育委員会いじめ問題対策調査委員会）を設置する。

(2) いじめ防止等のための基本施策

次の 9 つの基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

① 教育を通じた豊かな心の育成

- ・ 幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。
- ・ また、学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低

下」、「規範意識の低下」等からいじめが発生している。このため、各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて、次のような取り組みを推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

② 関係機関等との連携

- ・いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関との連携を図り、必要な相互の連絡調整を行う。
- ・学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化を図る。また、保護者が児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への支援も行う。
- ・町内に所在する学校等に対し、法及びこの方針の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策について、必要な情報提供及び学校相互間の連携協力の要請を行う。
- ・いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び府に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

③ 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動など

- ・家庭、学校及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対するあいさつ、見守り活動における連携を促進する。
- ・地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、家庭、学校、地域及び関係機関と連携したいじめ防止等の取り組みを推進する。

④ いじめの早期発見のために

- ・児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼす恐れがあるものまで段階的に把握する定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

- ・多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、P T Aや学校運営協議会等との連携を推進するとともに、いじめに関する通報及び相談を受けつけるための体制を整備・周知を図る。
- ・学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、指導主事等が必要な指導、助言又は援助を行う。
- ⑤ 教職員等の資質の向上及び人材の確保
 - ・学校における教職員等の研修を充実し、教職員の資質向上を図り、いじめ対策委員会（生徒指導対策会）等、生徒指導に係る職員体制の整備を行う。また、スクールカウンセラー、S S W等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。
- ⑥ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）対策の推進
 - ・スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視する取組を強化し、インターネット上のいじめ行為についての情報提供や啓発を積極的に進める。
- ⑦ 啓発活動の推進
 - ・いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ⑧ 財政上の措置等
 - ・いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- ⑨ いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等
 - ・いじめ防止等のため、必要な事項やその対策の実施状況について、調査研究及び検証を行うとともに公表するものとする。
 - ・また、各学校の法第 22 条に規定する組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

2 いじめ防止等のために学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 学校は、町基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する（法第 13 条）。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

ア 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。

イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、

児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

ウ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながる。

② 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。

③ 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者や地域の理解と協力が得られるよう努める。

- ・学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。あわせて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。
- ・策定、見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) いじめ防止等の取り組み

① 学校は、教職員、いじめ対策委員会（生徒指導対策会）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する（法第22条）。

学校いじめ対策組織は、個別のいじめに対する対応において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

② 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。

③ いじめ対策組織の役割は、以下に示すとおりである。

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

- カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- キ 学校基本方針における年間計画に基づき、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、同方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルによる検証）

④ いじめ対策組織の周知徹底

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施することが重要である。

また、いじめの早期発見のためには、いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも必要である。

⑤ いじめ対策組織における情報共有の徹底

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で

判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

- ⑥ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを常に点検し、必要に応じて見直す。
- ⑦ 町教育委員会は学校が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに必要な指導、助言又は援助を行う。

(3) いじめの未然防止

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

- ② 児童生徒が自分の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ③ 児童生徒一人一人を大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営をめざす。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事

実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。あわせて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ④ 町教育委員会及び学校は、いじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- ⑤ 町教育委員会及び学校は、児童生徒、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
平時から学校の全ての教職員は、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することに努める。
- ⑥ 町教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。

(4) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

<いじめの発見に向けた心構え>

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしかや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。そ

のため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

<相談対応時の心構え>

さらに、教職員は、第1の1<いじめられている子どもの心理例>で挙げた児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

- ① 学校は、日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ② 町教育委員会及び学校は、いじめの実態を適切に把握するため、別に定める記録シート等の使用、児童生徒との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ③ 町教育委員会及び学校は、児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できるよう学校教育課内に「いじめ相談窓口」の体制を設けることにする。

(5) いじめへの対処

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。

ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① 学校は、いじめ等にかかる通報を受けた場合において、児童生徒がいじめを受けているとわかったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
 - ・いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - ・いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
 - ・全体（学級、部活動、遊び友だち等）の問題として、児童生徒への指導
- ② 学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害者の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、町その他機関等の協力や援助を求める。
- ③ 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ④ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは警察署との連携を図る。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判

断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(8) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(9) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(10) 地域との連携

学校は、学校運営協議会に当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間 30 日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 町教育委員会又は学校による調査等

- ① いじめの重大事態については、京都府の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂文部科学省）」に基づき適切に対応するものとする。
- ② 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長に報告する（法第 30 条第 1 項）。
- ③ 町教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに速やかに当該重大事態の内容に応じた適切な組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第 28 条第 1 項）。

なお、学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、町教育委員会

が調査を実施する。

重大事態調査を実施する場合は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要である。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等、学校だけでは対応しきれない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

また、重大事態調査の実施に当たっては、最初に調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。なお、調査に当たっての留意事項等は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂文部科学省）」を参考にする。

調査を行う前には、対象児童生徒・関係児童生徒・保護者への事前説明を行う。

- ④ 調査は、自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など、必要に応じて、町教育委員会に設置した久御山町いじめ問題対策調査委員会が審議を行う。
- ⑤ 町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ⑥ 町教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

（注） 重大事態に該当するか否かについては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

（3） 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- ① 町長は、法第28条第1項の規定により町教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認められるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。
- ② 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するにあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ③ 町長は、町教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。
- ④ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任に

において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第 30 条第 5 項）。

第 3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

町基本方針の取組の検証・見直し

- ① 町は、町基本方針を定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかを検証し、必要に応じて見直すものとする。